

共生社会の実現に向けて vol.3

◆合理的配慮

障がいのあるなしに関わらず、全ての命は同じように大切であり、かけがえのないものです。このような「当たり前」の価値観を社会全体で共有し、全ての人が、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きられる社会が共生社会です。

平成28年に施行された「障害者差別解消法」や「改正障害者雇用促進法」は、さまざまな生活の場面や職場で障がいのある人に合理的配慮を行うことなどを通じて、共生社会の実現を目指しています。

合理的配慮は、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としていると伝えられたときに、負担が重過ぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）が求められるものです。重過ぎる負担でも、障がいのある人に、なぜ負担が重過ぎるかの理由を

説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るように努めることが大切です。例えば、従業員が少ないお店で混雑しているときに、「車いすを押して店内を案内して欲しい」と伝えられた場合に、話し合った上で、負担が重過ぎない範囲で別の方法を探すなどが考えられます。

また、職場においては、障がいのある人となない人との均等な機会や待遇の確保、障がいのある人の能力を有効に発揮する上で支障となっている事情を改善することが求められます。

合理的配慮の内容は、障がい特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なりますが、その具体的内容は、「合理的配慮等具体例データ集」（内閣府HP）や「合理的配慮指針事例集」（厚生労働省HP）で調べることができます。

問合先 役場企画課企画調整係（内線213）